

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】平成19年2月15日(2007.2.15)

【公開番号】特開2006-256697(P2006-256697A)

【公開日】平成18年9月28日(2006.9.28)

【年通号数】公開・登録公報2006-038

【出願番号】特願2006-142671(P2006-142671)

【国際特許分類】

**B 6 5 D 19/38 (2006.01)**

**B 6 5 D 63/16 (2006.01)**

**B 6 5 D 61/00 (2006.01)**

【F I】

B 6 5 D 19/38 B

B 6 5 D 63/16 A

B 6 5 D 61/00 E

B 6 5 D 61/00 G

【手続補正書】

【提出日】平成18年12月27日(2006.12.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

製品を載置する載置台と、製品の上に配置される天板とを少なくとも有する梱包装置において、

前記載置台と天板とを連結し、製品を間に挟んで前記載置台と天板とを締結させる締結手段を備え、

該締結手段が、前記載置台に支持される下端部と、前記天板に支持される上端部と、残余部に分割可能に設けられ、前記下端部と前記上端部とが連結可能に構成されていることを特徴とする梱包装置。

【請求項2】

前記載置台と前記天板の間に配置され載置台と天板間に形成される製品搭載部の高さを規定する複数の規定部材を備え、

前記締結手段を分割した場合に、前記天板に支持された一部及び前記載置台に支持された一部以外の残余部がフリー部となり、該フリー部により前記複数の規定部材を一体的に締結可能なことを特徴とする、請求項1に記載の梱包装置。

【請求項3】

前記規定部材には、前記締結手段のフリー部を保持するための保持手段が設けられていることを特徴とする、請求項2に記載の梱包装置。

【請求項4】

前記保持手段は、前記締結手段のフリー部を保持しないとき、前記規定部材に沿った形状となることを特徴とする、請求項3に記載の梱包装置。

【請求項5】

前記保持手段は、前記締結手段のフリー部を保持しないとき、前記規定部材の内部に収納されることを特徴とする、請求項3に記載の梱包装置。

【請求項6】

前記保持手段は、前記複数の規定部材において同じ高さに設けられていることを特徴とする、請求項3, 4, 5のいずれか1項に記載の梱包装置。

【請求項7】

前記締結手段は、当該梱包装置の対向する2面の各面に1対ずつ設けられ、

前記締結手段の上端部と下端部が、それぞれの締結手段を交差させて締結する位置と、前記載置台と前記天板とを重ね合わせてそれぞれの締結手段を交差しないように締結する位置とに回動可能に構成されている

ことを特徴とする、請求項1に記載の梱包装置。

【請求項8】

製品の非搭載時に前記天板を前記載置台上に重ねて載置可能に設けられ、該天板を前記載置台上に載置する際の位置決め部材を前記天板から下方に突出させて設けたことを特徴とする、請求項1~7のいずれか1項に記載の梱包装置。

【請求項9】

前記載置台又は/及び前記天板に製品を保護するための緩衝部材が装着されており、前記位置決め部材の高さが前記緩衝部材の高さと略同一に形成されていることを特徴とする、請求項8に記載の梱包装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

前記の課題は、本発明により、製品を載置する載置台と、製品の上に配置される天板とを少なくとも有する梱包装置において、前記載置台と天板とを連結し、製品を間に挟んで前記載置台と天板とを締結させる締結手段を備え、該締結手段が、前記載置台に支持される下端部と、前記天板に支持される上端部と、残余部に分割可能に設けられ、前記下端部と前記上端部とが連結可能に構成されていることにより解決される。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

前記載置台と前記天板の間に配置され載置台と天板間に形成される製品搭載部の高さを規定する複数の規定部材を備え、前記締結手段を分割した場合に、前記天板に支持された一部及び前記載置台に支持された一部以外の残余部がフリー部となり、該フリー部により前記複数の規定部材を一体的に締結可能であると好適である。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

前記規定部材には、前記締結手段のフリー部を保持するための保持手段が設けられないと好適である。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

**【0011】**

前記保持手段は、前記締結手段のフリー部を保持しないとき、前記規定部材に沿った形狀となると好適である。

**【手続補正6】**

**【補正対象書類名】**明細書

**【補正対象項目名】**0012

**【補正方法】**変更

**【補正の内容】**

**【0012】**

前記保持手段は、前記締結手段のフリー部を保持しないとき、前記規定部材の内部に収納されると好適である。

**【手続補正7】**

**【補正対象書類名】**明細書

**【補正対象項目名】**0013

**【補正方法】**変更

**【補正の内容】**

**【0013】**

前記保持手段は、前記複数の規定部材において同じ高さに設けられないと好適である。

。

**【手続補正8】**

**【補正対象書類名】**明細書

**【補正対象項目名】**0014

**【補正方法】**変更

**【補正の内容】**

**【0014】**

前記締結手段は、当該梱包装置の対向する2面の各面に1対ずつ設けられ、前記締結手段の上端部と下端部が、それぞれの締結手段を交差させて締結する位置と、前記載置台と前記天板とを重ね合わせてそれぞれの締結手段を交差しないように締結する位置とに回動可能に構成されていると好適である。

**【手続補正9】**

**【補正対象書類名】**明細書

**【補正対象項目名】**0015

**【補正方法】**削除

**【補正の内容】**

**【手続補正10】**

**【補正対象書類名】**明細書

**【補正対象項目名】**0016

**【補正方法】**削除

**【補正の内容】**

**【手続補正11】**

**【補正対象書類名】**明細書

**【補正対象項目名】**0017

**【補正方法】**削除

**【補正の内容】**

**【手続補正12】**

**【補正対象書類名】**明細書

**【補正対象項目名】**0018

**【補正方法】**削除

**【補正の内容】**

**【手続補正13】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

また、製品の非搭載時に前記天板を前記載置台上に重ねて載置可能に設けられ、該天板を前記載置台上に載置する際の位置決め部材を前記天板から下方に突出させて設けると好適である。

【手続補正14】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0020】

また、前記載置台及び／又は前記天板に製品を保護するための緩衝部材が装着されており、前記位置決め部材の高さが前記緩衝部材の高さと略同一に形成されていると好適である。

【手続補正15】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

本発明の梱包装置によれば、梱包及び開梱作業が容易になるとともに、分割した締結手段の上端部と下端部とを連結することにより天板と載置台を連結することができるので、回収・保管時に天板と載置台がバラバラとならず、回収及び保管が容易かつ確実になる。

また、必要最小限の部材により低コストな梱包装置を提供することができ、さらに、高さの異なる製品に簡単に対応することができる。

【手続補正16】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正17】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正18】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0024

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正19】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0025

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正20】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0026

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0026】

請求項2の構成により、締結手段のフリー部を用いて複数の規定部材を一体的に締結できるので、回収・保管時に複数の規定部材がバラバラとならず、回収及び保管が容易かつ確実になる。また、締結手段のフリー部を回収・保管時に使用することにより、フリー部の紛失を防ぐことにもなる。

【手続補正21】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0027

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0027】

請求項3の構成により、規定部材に締結手段のフリー部を保持するための保持手段が設けられているので、フリー部の保持が容易にできる。また、フリー部が確実に保持されることにより締結させた規定部材の一体性が確実に保たれる。さらに、フリー部を用いた規定部材の締結を示唆することができる。

【手続補正22】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0028

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0028】

請求項4の構成により、保持手段は締結手段のフリー部を保持しないときには規定部材に沿った形状となるので、製品梱包状態で保持部が邪魔にならない。

請求項5の構成により、保持手段は締結手段のフリー部を保持しないときには規定部材の内部に収納されるので、製品梱包状態で保持部が邪魔にならない。

【手続補正23】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0029

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0029】

請求項6の構成により、保持手段が複数の規定部材において同じ高さに設けられているので、複数の規定部材を容易に確実に締結することができる。

【手続補正24】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0030

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0030】

請求項7の構成により、締結時における締結手段の負担を増加させることなく、確実な締結を行なうことができる。

【手続補正25】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0031

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0031】

請求項8の構成により、天板を載置台上に容易に位置決めして重ね載置することができる。

【手続補正26】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0032

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0032】

請求項9の構成により、天板を載置台上に重ねた場合でも、載置台及び（又は）天板に装着された緩衝部材を保護することができる。また、天板を載置台上に重ねた状態で積み重ねた保管を行なうこともできる。